

現行の規制の概要（石綿則）

【作業開始前の措置】

- ・目視、設計図書等による石綿使用有無の調査の義務
- ・石綿使用有無が不明の場合における分析による調査義務
- ・調査結果の記録・結果概要の掲示を義務付け
- ・作業計画の策定義務
- ・以下の作業の事前届出義務
 - ①耐火建築物・準耐火建築物の吹付石綿除去作業（工事開始の14日前）
 - ②保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業等（工事開始前まで）

【作業上の措置】

- ・吹付石綿除去作業等は、隔離、負圧の維持、作業開始時の集じん・排気装置からの石綿漏洩有無の点検、作業開始時の負圧の点検等の義務
- ・作業場への立入禁止措置義務
- ・石綿を湿潤化する義務
- ・呼吸用保護具・保護衣の使用義務
- ・使用した器具・工具等の付着物除去義務
- ・石綿作業場であること、人体への作用、注意事項、使用すべき保護具の掲示義務

【管理対策】

- ・石綿作業主任者の選任義務
- ・労働者に対する特別教育実施義務
- ・常時、石綿作業に従事する者に対する健康診断の実施義務
- ・常時、石綿作業に従事する者に対する作業記録の作成・保存義務

現状・課題の概要

【作業開始前の措置】

- 石綿使用有無の調査が不十分で必要な措置をとらずに解体等が行われている事例多数（総務省勧告等）
 - 〈原因〉・建築物や石綿建材に関する知識不足
 - ・法令上の調査として何をどこまで行う必要があるかが明確に示されていない
 - ・調査結果が適切に共有されず
- 石綿分析を行う者の中には、基礎知識の無い者や十分な能力のない者が見られる。
- 調査者などが十分確保できておらず、今後のニーズ拡大への対応が必要

【作業上の措置】

- （対策が不十分）
- 吹付石綿除去作業等以外の石綿作業現場でも石綿が高濃度で発散した事例が見られる
 - 〈原因〉破碎で生じた粉状の石綿の再飛散等
 - 吹付石綿除去作業等の現場で隔離空間からの石綿漏洩事例などが散見される
- （全く対策を取らない）
- 必要な措置を講じずに解体等が行われる事例が散見される
 - 〈原因〉・解体してしまえば事後に石綿の有無や措置の実施の有無を確認することは困難なため
 - ・解体現場を網羅的に把握できず、指導すべき事業者を行政が特定することが困難

【管理対策】

- 年間解体件数（80㎡以上）20万件、解体業者4万社、
- 石綿作業主任者の選任、石綿健康診断の実施等の基本的な管理対策が必ずしも徹底されていない

対策見直しに関する主な論点案

【作業開始前の措置】

- 調査者及び分析者は、それぞれ講習受講等の一定の要件を義務づけてはどうか
 - ※必要な能力を有した者が調査や分析を行うようにすることで、調査・分析の適正化を図ってはどうか
- 調査の方法（範囲）を明確化してはどうか
- 現場への事前調査結果の記録の備付けを義務づけてはどうか
 - ※解体等作業を行う作業者が石綿建材の場所等を具体的に確認できるようにしてはどうか

【作業上の措置】

- 堆積石綿粉じんの再飛散を防止のための清掃作業、湿潤化作業などの実施の徹底などが必要ではないか。
- 隔離作業における漏洩防止措置の指導の充実などが必要ではないか。

【事業者に対する指導等】

- 調査結果について記録項目・保存期間を明確化するとともに、作業計画に基づく作業状況・従事労働者を記録することを義務づけてはどうか
 - ※適切に措置が講じられたか事後でも確認できるようにしてはどうか。
 - ※店社が、各現場での石綿作業状況に応じた管理対策（常時従事する労働者に対する健診等）を講じられる仕組みを整備してはどうか。
- 石綿の有無に関わらず、特定の建材や一定規模以上の解体・改修工事は予め届出を行うことを義務づけてはどうか。その情報に基づいて店社または現場に対する指導を実施してはどうか。
 - ※解体工事の把握の範囲を広げ、事業者単位で解体工事の状況を把握し、指導すべき事業者を特定して、店社又は現場の指導を行うことで指導効果を高めるはどうか
 - ※建設リサイクル法の解体工事の届出範囲等との整合性に留意すべきではないか。
- 違反を繰り返す事業者等の公表制度を検討してはどうか
- 事業者に対する指導等に当たっては、関係省庁や地方公共団体との連携が重要ではないか。